1　受験資格　司法試験法第４条の要件を満たす者
2　期日及び科目
⑴　平成25年５月15日（水）　論文式試験　選択科目及び公法系科目
⑵　平成25年５月16日（木）　論文式試験　民事系科目
⑶　平成25年５月18日（土）　論文式試験　刑事系科目
⑷　平成25年５月19日（日）　短答式試験　民事系科目、公法系科目及び刑事系科目
3　試験地　札幌市　仙台市　東京都　名古屋市　大阪市　広島市　福岡市
※　各試験地における試験場については、平成25年１月下旬頃、官報に公告する予定。
4　出願手続等
⑴　出願期間　平成24年11月21日（水）から同年12月５日（水）まで
なお、平成24年12月５日（水）までの消印があるものに限り受け付ける。
⑵　受験願書の交付　受験願書は、司法試験委員会（所在は５⑴記載のとおり。）において、平成24年11月９日（金）から交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、表に赤字で「司法試験受験願書請求」と記載した適宜の封筒に、返信用封筒（角形２号に200円分の郵便切手を貼り付け、郵便番号、送付先住所、氏名及び電話番号を明記したもの）を封入して、司法試験委員会宛て請求すること。
⑶　受験願書の提出　受験を希望する者は、受験願書に必要事項を記入の上、カラー写真（出願前６月以内に撮影した、正面、上半身、無帽、無背景の縦45㎜、横35㎜のもの。）、受験手数料として28,000円分の収入印紙（４枚以内）を所定の箇所に貼り、住民票（出願前６月以内に交付されたもの。受験願書に住民票コードを記入した場合は、住民票は添付不要。）、その他出願に必要な書類を添付して、出願期間内に司法試験委員会宛て提出すること。
なお、提出方法は、司法試験委員会交付の出願用封筒を用い、書留郵便によるものとする。
5　その他
⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは、司法試験委員会（〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省内　電話03（3580）4111㈹）に行うこと。
⑵　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。
⑶　行政機関の休日に関する法律第１条第１項に定める行政機関の休日には、事務は行わない。

公　告

諸　事　項

公証人法第13条ノ２に規定する公証人の選考に関する公告

平成 24 年 11 月９日　　検察官・公証人特別任用等審査会

1　公証人選考申込案内掲示期間及び選考申込願書受付期間
⑴　受付法務局における公証人選考申込案内掲示期間
平成24年11月26日（月曜日）午前８時30分から同年12月14日（金曜日）午後５時15分まで
⑵　受付法務局における選考申込願書受付期間
平成24年12月３日（月曜日）から同月14日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで
2　受付法務局、採用予定地、採用予定人員及び採用予定年月日

受付法務局	採用予定地	採用予定人員	採用予定年月日
横浜地方法務局	厚木支局管内　厚木市	１人	平成25年６月１日
さいたま地方法務局	熊谷支局管内　熊谷市	１人	平成25年12月１日
千葉地方法務局	木更津支局管内　木更津市	１人	平成25年９月１日
前橋地方法務局	富岡支局管内　富岡市	１人	平成25年８月１日
静岡地方法務局	袋井支局管内　袋井市	１人	平成25年11月１日
甲府地方法務局	本局管内　甲府市	１人	平成26年２月18日
新潟地方法務局	長岡支局管内　長岡市	１人	平成25年５月１日
名古屋法務局	豊橋支局管内　豊橋市	１人	平成25年11月１日
金沢地方法務局	七尾支局管内　七尾市	１人	平成25年８月１日
山口地方法務局	下関支局管内　下関市	１人	平成25年８月１日
福岡法務局	久留米支局管内　久留米市	１人	平成25年７月１日
佐賀地方法務局	唐津支局管内　唐津市	１人	平成25年11月１日
宮崎地方法務局	都城支局管内　都城市 延岡支局管内　延岡市	１人 １人	平成25年６月１日 平成25年９月１日
那覇地方法務局	沖縄支局管内　沖縄市	１人	平成26年１月５日
仙台法務局	大河原支局管内　柴田郡大河原町	１人	平成25年８月１日
福島地方法務局	白河支局管内　白河市	１人	平成25年８月１日
釧路地方法務局	北見支局管内　北見市	１人	平成25年８月１日
松山地方法務局	大洲支局管内　八幡浜市	１人	平成25年８月１日

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　株式会社ダブルイン
2．住所　東京都品川区東品川４―10―18―1305号
3．代表者の氏名　代表取締役社長　作佐部建一
4．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第855号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年５月９日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 24 年 11 月９日
関東財務局長　菅野　良三

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
1．供託者の商号　パシフィックゴルフマネージメント株式会社
2．住所　東京都港区高輪１－３―13
3．代表者の氏名　代表取締役社長　田中耕太郎
4．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
5．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1921号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成25年５月９日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成 24 年 11 月９日
関東財務局長　菅野　良三